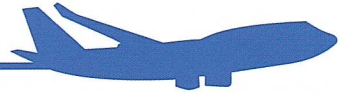


Travel Safety Plan

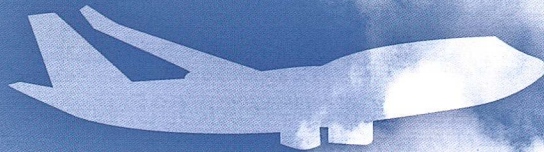
for overseas travelers

トラベルセーフティプラン



海外旅行傷害保障

Extra Plan
エクストラプラン



Travel Safety Plan

for overseas travelers

2010年版

トラベルセーフティプランの 充実したサービス

本会は世界有数のアシスタンス会社と提携していますので、海外での事故も安心です。



●キャッシュレス医療サービス

海外での治療費は高いものです。いざという時、お客様のご負担なく治療が受けられるよう万全の体制を整えています。

提携病院で安心治療

日本語サービスセンターへご連絡いただだけで、病院を紹介・受け入れを手配します。共済金請求書兼報告書と加入証書（パスポートも）を持って病院へ行けば、スムーズに治療が受けられます。治療費は日本語サービスセンターが直接病院へお支払いしますので、面倒な手続きはありません。

*地域によってはキャッシュレスサービスができない場合もあります。



●24時間・年中無休での医師・病院紹介サービス

日本人医師や専門医の紹介等、お客様のご希望や状況に応じ、最寄りの適切な医師・病院を24時間・年中無休体制でご紹介いたします。

●医療通訳の手配

治療時の通訳の手配をいたします。

●シンプルでリーズナブルな保障の提供

NPOの会員を対象とした非営利の共済制度ですので、保障内容をシンプルにわかりやすく格安な掛金にてご提供いたします。



『NPO海外渡航者安全機構』とは…

近年、海外に旅行に出かける方が増えています。旅行者が増えるに従い、海外でトラブルに巻き込まれる方々も増加しています。『NPO海外渡航者安全機構』は、海外に旅行する人が、安全に安心して過ごせる事を目的に設立されたNPOです。

●『NPO海外渡航者安全機構』の行うサービス

時事ニュースや世界各地の状況等の情報提供などを行い、海外に旅行する方々への安全に貢献します。

●『NPO海外渡航者安全機構』をご利用いただくには

1口50円の会費をお支払いください。

会員となられた方には、会員証を発行させていただきます。



■共済金額表および掛金表

共 済 金 額	プランコード	XC	XD	XE	XF
	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾 病 死 亡	500万円	500万円	500万円	500万円
	治療・救済者費用	2,000万円	1,500万円	1,500万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携 行 品	30万円	30万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円
	航 空 機 遅 延	2万円	2万円	2万円	2万円
掛 金	3日まで	4,900円	4,200円	3,500円	2,700円
	4日まで	5,300円	4,600円	3,800円	3,000円
	6日まで	6,400円	5,500円	4,600円	3,700円
	8日まで	7,300円	6,300円	5,300円	4,400円
	11日まで	8,000円	6,900円	5,900円	4,900円
	15日まで	9,100円	7,900円	6,900円	5,700円
	18日まで	10,100円	8,800円	7,600円	6,400円
	22日まで	11,300円	9,700円	8,500円	7,200円
	25日まで	12,100円	10,500円	9,200円	7,700円
	28日まで	13,300円	11,600円	10,100円	8,600円
	31日まで	14,300円	12,400円	10,900円	9,200円
	46日まで	19,500円	17,000円	15,000円	12,700円
	2ヵ月まで	26,700円	23,500円	20,900円	17,900円
	3ヵ月まで	37,100円	32,900円	29,400円	25,400円

※「28日まで」から「3ヶ月まで」の期間については、満69歳までの方がお申込みいただけます。 ※3ヶ月を越える旅行期間および帰国予定日が決まっていない場合はお申込みできません。
※上表の「掛金表」には、NPOへの会費(50円)および共済会利用のための出資金(50円)が含まれています。

■たとえば、こんな時にお役にたちます!!

1 ケガや病気の時



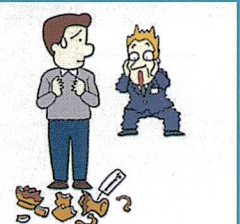
突然、牛に体当たりされた。

2 携行品の盗難・破損



空港で、旅行鞆を盗まれた。

3 賠償責任



壺を落として割ってしまった。

4 その他のサービス



共済金請求の相談をしたい。

■ご加入にあたっての注意点

◆以下のいずれかに該当する方は取扱代理所または本会事務局にお問い合わせください。

- (1) 本共済契約の被共済者となることに同意していない方
- (2) 加入申込み時点において、日本国内に居住していない方または既に日本を出国している方
- (3) 3ヶ月を越えて渡航される方または帰国予定日が決まっていない方
- (4) 航空機(ヘリコプターを含みます)の免許取得を目的とする方
- (5) <表1>に掲げる危険な職務を行うことを目的として渡航する方
- (6) <表2>に掲げる危険な運動を行うことを目的として渡航する方(インストラクターも含みます)
- (7) 加入申込日において、以下のいずれかに該当する方
 - ① 病気やケガのため、医師による治療を受けている方
 - ② 身体に障害のある方
- (8) 加入申込日において、<表3>に掲げる慢性疾患等を患っている方、医師により治療を受けている方もしくはその状態にある方または医師によりその疾患であると診断された方もしくはその疾患の治療の必要があると診断された方
- (9) 本会の定める「加入資格審査基準」と合致していない方

(注1) 実際の旅行行程と異なる期間の申込みはできません。また、国内旅行の場合も加入できません。

(注2) 前(7)または(8)に該当する方であっても、本会が審査のうえ加入を認める場合があります。ただし、既往症や身体障害または責任開始前に生じていた傷病を原因とする請求については、共済金をお支払いできない場合があります。

<表1> 危険な職務

●テストパイロット、テストドライバー、テストライダー等 ●競馬、競輪、オートレース、競艇等 ●力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤー等 ●坑内、隧道内作業 ●スタントマン、レスキュー隊員 ●猛獣を取り扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等 ●ゴンドラ等を使用する窓ふき業(ただし3階建以上の建物の窓ふき業) ●橋梁、ダム、ビル等の建設作業 ●高圧線、送電線、配電線、通信線の電気工事 ●火薬・爆発物または劇毒物類等の取扱業 ●潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等 ●航空機搭乗 ●その他本会が別に指定する職務

<表2> 危険な運動

●山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) ●リュージュ、ボブスレー、スライディング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗 ●超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗 ●ジャイロプレーン搭乗 ●その他これらに類する危険な運動

<表3> 慢性疾患

●悪性新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等) ●胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等) ●心臓疾患 ●肺疾患(肺炎・肺結核等) ●脳血管疾患(脳出血・脳血栓・くも膜下出血等) ●腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等) ●肝臓、すい臓等の内臓疾患 ●糖尿病およびその他代謝障害 ●精神障害およびアルコール中毒(統合失調症等) ●骨髄および神経疾患(骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等) ●血管および血液疾患(高血圧・血友病・動脈硬化症等) ●耳鼻および眼疾患 ●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(パーキンソン病・パーキンソン病等) ●その他本会が指定する慢性疾患

■トラベルセーフティプランのあらまし

保障種目		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合								
傷 害	死 亡 共済金	海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に死亡されたとき。	傷害死亡・後遺障害共済金の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。ただし、既に支払われた後遺障害共済金を除きます。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ○脳疾患、疾病、心神喪失。 ○妊娠、出産、早産、流産。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。								
	後遺障害 共済金	海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残ったとき。	後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害共済金額の3%～100%をお支払いします。									
	治療費用 共済金	海外旅行中の事故によるケガのため医師の治療をうけられたとき。	1回の事故・病気につき次の費用のうち実際に支出した金額を傷害・疾病治療費用共済金限度額の範囲内で、事故の日(医師の治療を開始した日)から180日間を限度としてお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。 ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ)。 ④入院のために必要となった次の費用(ただし、1回の事故につき20万円が限度)。 a. 通信費 b. 身の回り品購入費(5万円限度) ⑤治療による入院により必要となった旅行行程復帰費用および帰国費用。 ⑥共済金請求のために必要な医師の診断書。 (注)健康保険、労災保険等から支払いがなされ被共済者が直接支払うことが必要とされない部分は対象とはなりません。									
疾 病	治療費用 共済金	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限ります。 ②海外旅行中に感染した特定の伝染病(重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。		○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ○妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の病気。 ○歯科疾病。 ○エイズ。								
	死 亡 共済金	①海外旅行中、病気により死亡されたとき。 ②海外旅行中に発病した病気または旅行中にその原因が発生し旅行終了後72時間以内に発病した病気をもとで旅行終了後30日以内に死亡されたとき。ただし、旅行終了後72時間以内に医師の治療を開始および継続して受けている場合に限ります。 ③海外旅行中に感染した特定の伝染病(疾病治療費用と同じ)のために旅行終了後30日以内に死亡されたとき。	疾病死亡共済金額の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。									
賠償責任 共済金		海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの(レンタル業者より借出した旅行用品を含みます)を壊したりして損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき賠償責任共済金額を限度として損害賠償金等をお支払いします。 共済契約者、被共済者または被共済者の親族の方が支出した次の費用を保障期間を通じ救済者費用等共済金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②現地までの航空運賃等交通費。 ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料(1名につき14日分が限度)。 ④渡航手続及び現地での諸雑費(ただし、20万円が限度であり、入院治療に伴う諸雑費として傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金が支払われるべき費用については除きます)。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体の処理費用(ただし、100万円が限度)。 上記②から④の費用については被災者1名につき以下が限度となります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。								
救 援 者 費 用 共済金		海外旅行中に…… ①傷害により事故の日から180日以内に死亡されたとき。 ②病気により死亡されたとき。 ③旅行行程中に発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡されたとき。 ④旅行行程中に傷害または病気により3日以上継続入院されたとき。 ⑤被共済者が搭乗している航空機、船舶等が遭難したとき。 ⑥傷害により被共済者の生死が確認できないとき(ただし、被共済者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象となりません)または事故により緊急な捜索・救助活動を要する状態になったことが警察等の公的機関により確認されたとき。	<table><tr><td></td><td>②の交通費、③の客室料</td><td>④の諸雑費等</td></tr><tr><td>3日から6日までの入院の場合</td><td>救済者1名分</td><td>5万円</td></tr><tr><td>7日以上入院の場合</td><td>救済者3名分</td><td>20万円</td></tr></table>			②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等	3日から6日までの入院の場合	救済者1名分	5万円	7日以上入院の場合	救済者3名分
	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等										
3日から6日までの入院の場合	救済者1名分	5万円										
7日以上入院の場合	救済者3名分	20万円										
携行品損害 共済金		海外旅行中に被共済者が所有し携帯する身の回り品(カメラ、宝飾品、衣類など)が盗難、破壊、火災などの偶然な事故により損害を受けたとき。 (注)現金、預貯金証書、小切手、有価証券、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ等は対象外となります。	携行品1個または1対について、10万円を限度として時価額または修繕費をお支払いします。ただし、共済の目的が乗車船券、航空券のときは5万円を限度とします。また、携行品損害共済金額をもって保障期間中の支払いの限度とします。 (注1)運転免許証または、旅券の盗難等による損害については5万円を限度としてその再発給費用をお支払いします。 (注2)強盗・盗難及び航空会社等の寄託手荷物不備の事故等(例 ロストバゲージ)については共済金支払限度額が30万円までとなります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。								
治療救済者費用 共済金		傷害治療費用、疾病治療費用、または救済者費用のいずれかが支払われる場合、これらの共済金の支払いにかえて、支払われるべき金額の合計額をお支払いします。お支払いする共済金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救済費用共済金額を限度とします。										
航空機寄託 手荷物遅延 費用共済金		旅行行程中に携帯する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を経過してもその目的地に運搬されなかったとき。	航空機到着後96時間以内に負担した必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、10万円または携行品共済金額のいずれか低い額をもって支払いの限度とします。 ①衣類購入費(寄託手荷物に下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用)。 ②生活必需品購入費(寄託手荷物に洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用)。 ただし、寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時に以降にこれらを購入した費用は除きます。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。								
航空機 遅延費用 共済金		〈出発遅延費用等〉 搭乗予定の航空機について ①6時間以上の出発遅延。 ②欠航・運休。 ③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不手際による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 〈乗継遅延費用〉 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延による乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。	〈出発遅延費用等〉 出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食代、ホテル等への移動交通費をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能につき、2万円を支払いの限度とします。 〈乗継遅延費用〉 乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食代、ホテル等への移動交通費をお支払いします。ただし、1回の到着機の遅延につき、2万円を支払いの限度とします。		○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。							

■ご契約に際しての注意点

◆共済契約者

本共済契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使または履行できる方で、かつ、NPO海外渡航者安全機構の会員の方。

◆出資金

本共済制度を利用されるに当たっては、出資金50円をご利用の度にお支払いいただく必要がございます。

◆共済期間および責任期間(保障期間)

本共済契約の共済期間は、共済加入証書に記載された共済期間開始日の午前零時に始まり共済期間終了日の24時までとします(時刻は、日本国の標準時によるものとします)。

本共済契約の責任期間(保障期間)は、被共済者が申込書記載の海外旅行の目的をもって被共済者の住居を出発したときから被共済者の住居に帰着するまでの旅行行程中(その旅行以外の目的をもって行動している間を除きます)に限ります。

※運行時刻が定められている交通機関の遅延・欠航・運休・搭乗不能、医師の治療、ハイジャックやテロリストによる不法な支配や公権力による拘束などによって、共済期間終了日の24時まで帰着できなかった場合は、本会が妥当と認める時間を限度として、共済期間終了日は延長されます。

◆お申込みの取消・解約

共済期間開始日(出発時)前までに本会または取扱代理所窓口へ本会所定の書式にてご通知いただくことによりその申込みを撤回(取消)することができます。なお、保障開始後については解約として取扱いますのでご注意ください。

◆重複・超過加入の禁止

同一の被共済者が共済期間を重複して複数のコースに加入すること、または同一コースに2口以上加入することはできません。これに反して加入された契約については無効となります。

◆告知義務または通知義務

加入申込みの際に、加入申込書の記載事項(旅行の内容、健康状態や他の保険の加入状況等に関する告知を含みます)で本会が質問した事項について本会に知っている事実を告げなかったときもしくは事実と異なることを告げたとき、または加入申込みの後に、これらの記載事項に変更が生じたにもかかわらず、本会への通知および承諾を受けていなかったときは、共済金のお支払いが受けられなかったり、共済契約を解除されることがあります。

◆事故の通知および共済金の請求

被共済者に共済金の支払事由が生じたときは、支払事由が生じた日から30日以内に、事故の発生状況、発病の状況および経過、傷病の程度またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなら

りません。また、あらかじめ共済金の請求にあたっては、本会の求める書類を本会に提出しなければなりません。

※賠償事故に関して、予め本会の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになられた場合は、その金額につき共済金の全額または一部をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

◆共済金の受取人

共済金の受取人は、原則被共済者とし、共済金を受取るべき日において被共済者が共済金を受取ることができない場合には、被共済者の法定相続人となります。※死亡共済金については、被共済者の同意および本会が承認した場合に限り、異なる者に指定することもできます。

◆他の保険にご加入の場合

被共済者が他の海外旅行傷害保険等に重複して加入されている場合には、共済金の支払額算出に当たっては分担扱いとなり、減額調整されることがあります。

海外渡航者安全事業共済会

共済会事務局

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町4F

TEL 03-3237-6270 FAX 03-3237-6275